

令和3年度
塩尻市資金不足比率
審査意見書

塩尻市監査委員

令和3年度塩尻市資金不足比率に係る審査意見

この審査は塩尻市監査基準に基づき実施した。

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定する資金不足比率
審査

2 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の着眼点

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ
正確であるか等を主眼として審査を実施した。

4 審査の主な実施内容

市長から提出された令和3年度の各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる
事項を記載した書類について、関係職員からの説明及び質疑により審査した。

5 実施日程及び場所 令和4年7月25日 塩尻市役所4階 全員協議会室

6 審査結果

(1) 総括

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作
成され、かつ算定されているものと認められた。

なお、各会計の資金不足比率は、次表のとおりであった。

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率		経営健全化基準
	令和3年度	令和2年度	
塩尻市水道事業会計	—	—	20.0
塩尻市下水道事業会計	—	—	20.0
塩尻市農業集落排水事業会計	—	—	20.0

(注) 「—」は、資金不足比率が算定されない(資金不足がない)ものである。

(2) 審査の所見

令和3年度の各会計に係る資金不足比率は、令和3年度の各会計において資金不足がないため、比率の算定に該当しないので、特に問題はないと認められた。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。